

## ◎特別障害者手当・障害児福祉手当

重度または中程度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする場合は、手当が支給されます。該当する障がいやその程度は法律で定められており、医師の診断書等に基づき判定されます。詳しくは、お問い合わせください。

また、特別障害者手当および障害児福祉手当の障害程度認定基準の一部が改正（平成23年9月）されたことから、発達障がいが新たに認定基準の対象になりました。発達障がいと診断され、在宅での日常生活において常時介護を必要とする人は支給の対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

### ■特別障害者手当

◎**対象** 20歳以上で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がいがあるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の人

◎**手当の額** 月額26,340円

※申請者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合や施設に入所し、または3か月以上入院している場合、手当は支給されません。

### ■障害児福祉手当

◎**対象** 20歳未満で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がいがあるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の児童

◎**手当の額** 月額14,330円

※申請者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合や施設に入所している場合、手当は支給されません。

〈**問い合わせ先・申請窓口**〉

高齢障害課障害福祉係（☎82-1170）

## ◎自立支援医療（精神通院）

精神疾患を有する人が、自立した日常生活または社会生活を営むことを目的として、精神疾患の通院医療に要する医療費の一部を助成する制度です。

◎**対象** 統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人、またはてんかんを有する人で、通院による治療を継続的に必要とする程度の病状にある人

◎**給付内容** 指定医療機関における診察、薬剤、訪問看護に係る医療費

◎**自己負担** 原則として医療費の1割

※世帯の所得状況に応じて1か月当たりの負担額に上限があります。

※世帯の所得が一定額以上の場合、対象とならないことがあります。

◎**認定期間**

開始の日から1年以内の月末

※再認定の申請は、有効期限の3か月前から手続きできます。

◎**申請手続** 申請書、印判、健康保険証、指定医師の診断書を窓口へ提出

※様式は、窓口にあります。また指定医師や指定医療機関についての確認も窓口でお問い合わせください。

※指定医師の診断書は、再認定の申請であって、前回の治療方針に変更がなく、有効期限までに申請される人に限り、2年に1度の提出となります。

〈**問い合わせ先・申請窓口**〉

高齢障害課障害福祉係（☎82-1170）

山陽総合事務所市民窓口課国保福祉係（☎71-1514）